



支援証明書制度の検討状況について



1. これまでの検討状況および本日の論点
2. 支援証明書の検討状況について（記載内容・発行イメージ・運用等）
3. 試行運用の概要

参考

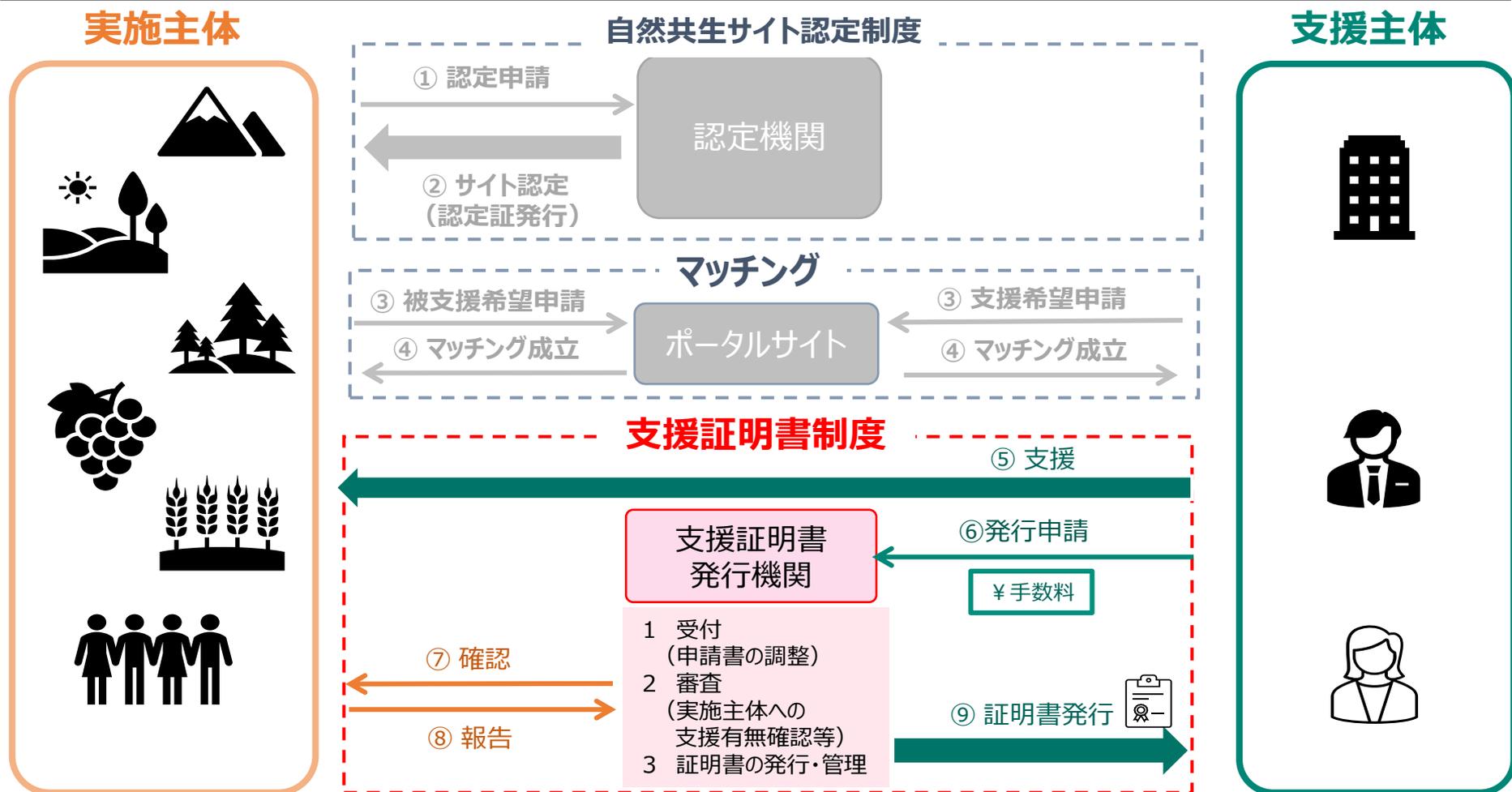
1. これまでの検討状況および本日の論点

1. これまでの検討状況および本日の論点

1. 支援証明書制度の全体像

- 自らが土地を有しない場合においても、自然共生サイトの質の維持・向上のために必要な支援をした際に「支援証明書」を発行する制度について、令和4年度より検討開始。
- 令和5年度は、情報開示等への活用の観点から検討を行う「WGの設置」及び「モデル的試行」を実施。

支援証明書制度の手続きの流れ（案）



1. これまでの検討状況および本日の論点

2. 支援証明書試行WG 委員名簿



- 自然共生サイトの認定および支援証明書のTNFD等への活用という側面や投資家から見た評価などを具体的に検討するための「支援証明書モデル的試行WG」を令和5年9月に設置。
- 令和6年度も引き続き「支援証明書試行WG」として継続。

WG委員

No.	氏名	所属・役職
1	浅野 建	東京海上アセットマネジメント株式会社 運用戦略部 ESG運用グループ
2	幸福 智	いであ株式会社 国土環境研究所 技術部門 地域共創推進部 主査研究員 兼 東北支店 自然環境保全部 主査研究員
3	富田 基史	一般財団法人電力中央研究所 サステナブルシステム研究本部 気象・流体科学研究部門 (兼) 社会経済研究所 主任研究員
4	原口 真 ◎	MS & AD インシュアランスグループホールディングス株式会社 サステナビリティ推進部 TNFD専任SVP/ MS & AD インターリスク総研株式会社 基礎研究部 基礎研究グループ 上席フェロー
5	松山 将之	株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所 主任研究員

(五十音順 / 敬称略 / ◎ : 座長)

1. これまでの検討状況および本日の論点

3. 令和6年度 検討スケジュールの概要（検討会・WG）

- 今年度も30by30に係る経済的インセンティブ等検討会を3回、WGを4回実施する予定である。
- 各検討会・WGのスケジュールと、各回の間にある主なマイルストーンは下表のとおり。

マイルストーン	検討会・WGの議題（案）
6/24 第1回WG (月) 支援証明書（試行版）の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度の検討事項及びスケジュール共有 ・ 支援証明書の内容検討
8/5 第2回WG (月) 支援証明書（試行版）の仮確定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援証明書の内容の仮確定 ・ 支援証明書発行後の運用に関する検討
9/2 第1回検討会 (月) 試行運用の実施方針・事項の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度の検討事項及びスケジュール共有 ・ 支援証明書の試行運用に関する意見聴取
9月 支援証明書試行運用の開始（支援証明書（試行版）の発行申請受付開始） / 参加希望者向けオンライン説明会 マッチングページの公開（情報掲載希望者の募集開始） / マッチングイベントの周知	
11月 第3回WG 途中結果報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援証明書試行状況の報告 ・ 令和7年度以降の本格運用に向けた検討
12月 第2回検討会 途中結果報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援証明書試行状況の報告 ・ 第3回WGまでの検討状況の報告
1月 支援証明書（試行版）発行申請締切	
2月 第4回WG 試行運用結果報告 本運用に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援証明書試行の実施結果及び課題の整理 ・ 令和7年度以降の本格運用に向けた検討
3月 第3回検討会 本運用に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援証明書試行の実施結果及び課題の報告 ・ 令和7年度以降の本格運用に向けた意見聴取
支援証明書（試行版）の発行	

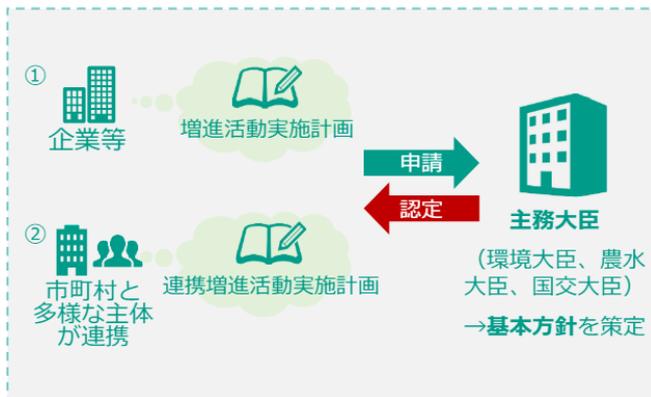
1. これまでの検討状況および本日の論点

4. 「生物多様性増進活動促進法」の成立 及び 支援証明書における対応方針

- 本年4月に「生物多様性増進活動促進法」が成立し、令和7年4月より施行予定。
- 令和7年度以降は、現行の「自然共生サイト」制度として新たな募集は実施せず、認定制度は同法に一本化。
(自然共生サイトは認定期間である5年間は有効)
- 支援証明書制度においては、**自然共生サイトへの支援に加え、同法に基づき認定された活動への支援も発行対象とする**方針とし、同法に基づく認定制度の内容も踏まえて検討を進めていく。
- 令和6年度の試行運用においても、**同法に基づく認定の適用も視野に入れて実施する**。

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。



これらの内容も踏まえた支援証明書制度を検討

- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化**といった**特例**を受けることができる。

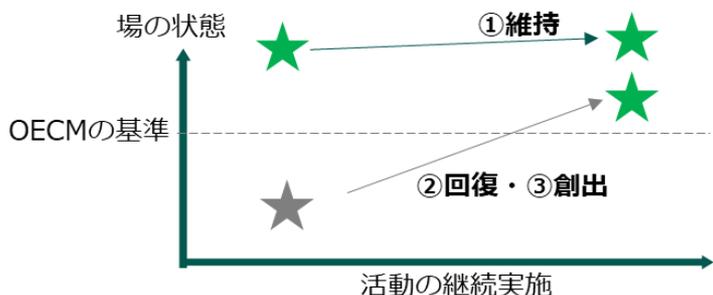
(2) 協定制度の創設

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

【参考】「自然共生サイト」制度と「生物多様性増進活動促進法」制度との違い

（新法の経緯・趣旨等）

- 新法は、自然共生サイトと生物多様性地域連携促進法の2つを大きな土台として再構築したもの。
- 自然共生サイトは「場所」を認定する制度としていたが、より幅広い取組を柔軟に促進するため、新法では、「活動」を認定する制度とした。



（新法のポイント）

- ①既に生物多様性が豊かな場所を**維持する活動**、②管理放棄地などにおける生物多様性を**回復する活動**、③開発跡地などにおける生物多様性を**創出する活動**を対象とした。
- ①については自然共生サイト相当の活動を想定しており、申請時点でOECMの基準を満たす生物多様性の価値を有する場所における活動となる。
- ②及び③については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECMの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

（自然共生サイトと新法の違い）

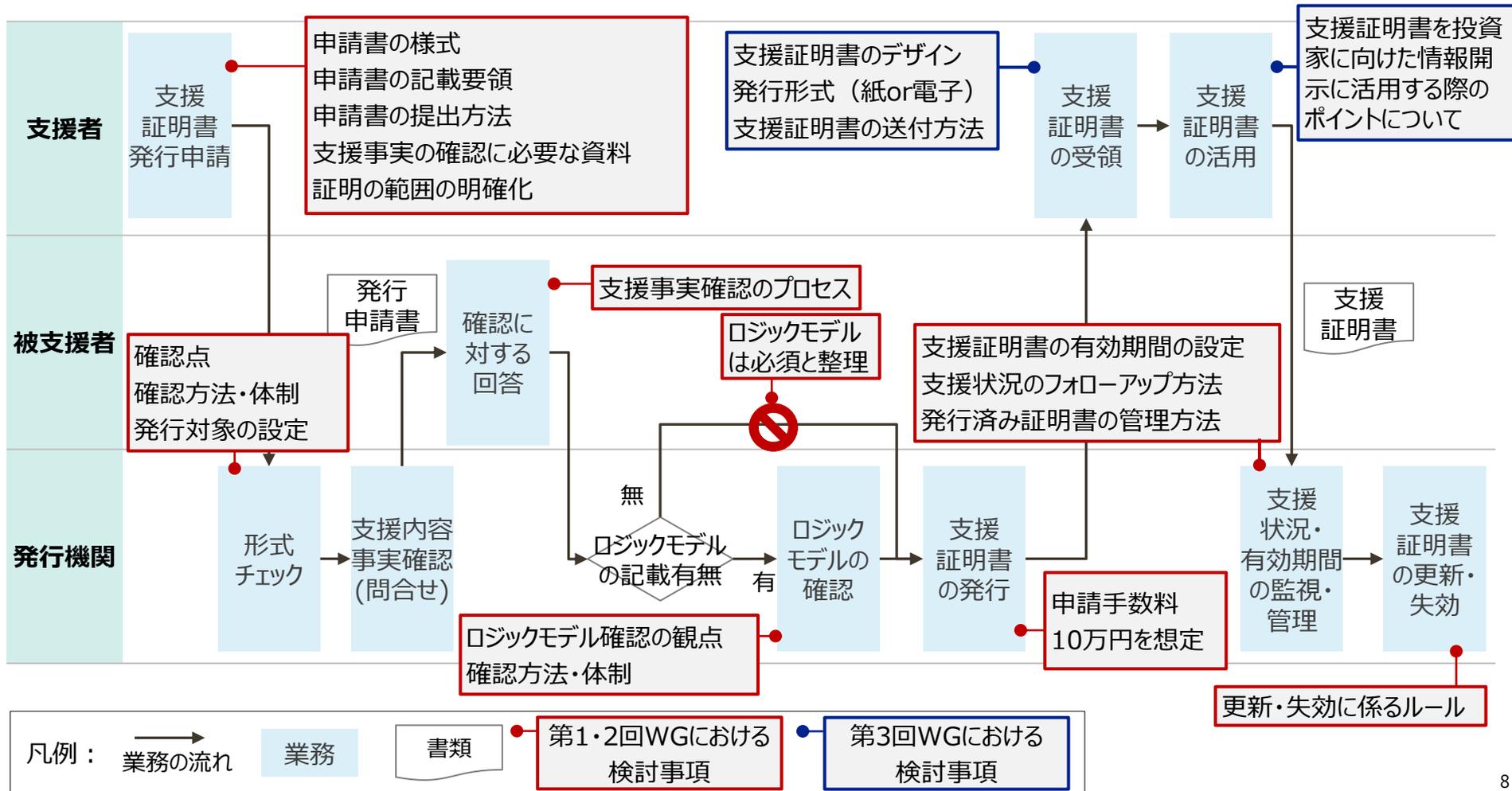
	自然共生サイト	生物多様性増進活動促進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域（生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	主務大臣（環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構（認定事務の一部を実施）
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。

1. これまでの検討状況および本日の論点

5. 支援証明書の発行フローに沿った検討事項の整理

- 支援証明書の発行フローに沿ってWGにおける検討事項について以下のとおり整理。
- 支援証明書の申請受付開始に向けて必要な事項（赤枠）は第1回・第2回WGまでに、また、発行までに必要な事項（青枠）は第3回WGまでに整理を行うこととしている。

支援証明書発行手続きに係る業務フロー及び検討事項



1. これまでの検討状況および本日の論点

6. 第1回WGにおける論点

- 第1回WGでは、主に2つの論点についてご意見をいただいた。
- 1つ目の論点「支援証明書における環境省の証明範囲について」は事務局提示方針でおおむね良い事が確認できた。
- 一方で2つ目の論点「支援証明書の発行パターンについて」は支援証明書の発行パターン整理等、課題事項が残った。

第1回WGにおける論点及び対応方針

1 支援証明書における環境省の証明範囲について

方針

- ✓ 証明範囲は支援した自然共生サイト/活動計画の情報、支援内容、ロジックモデルとする。
- ✓ 支援内容を証明するにあたり、インプットの証憑は必須、アクティビティの証憑は必須としない。
- ✓ インプットに応じた全てのアクティビティが行われていない場合、支援の継続性とトラブル回避の観点から、事業計画の提出を求めることとする。
- ✓ ロジックモデルは自然共生サイト/活動計画の認定内容と整合を確認することでその確からしさを担保する。

2 【「企業版ふるさと納税」や「基金」などを経由した支援を発行対象とすることについて】

方針

- ✓ 複数の支援ルートが想定されるため、申請パターンを整理し、「企業版ふるさと納税」や「基金」を經由して支援証明書を発行する条件を再度検討する。

1. これまでの検討状況および本日の論点

7. 第2回WGにおける論点

- 第2回WGでは、主に3つの論点についてご意見をいただいた。
- 1つ目の論点「企業版ふるさと納税」や「基金」などを経由した支援を発行対象とすることについては事務局提示方針でおおむね良い事が確認できた。
- 一方で2つ目の論点「支援証明書を投資家に向けた情報開示に活用する際のポイントについて」はリテラシーの向上に資するものとなるよう表現を工夫すること、3つ目の論点「支援証明書の有効期間及び更新・失効の考え方について」は取消の仕組み・記載内容の変更時の効力等について検討事項が残った。

第2回WGの論点

1 「企業版ふるさと納税」や「基金」などを経由した支援を発行対象とすることについて

方針

- ✓ 「企業版ふるさと納税」や「基金」などを経由した支援も支援証明書の発行対象とする。
- ✓ ただし、「インプット～アクティビティの資金の流れを証明できること」等の発行条件を設ける。

2 支援証明書を投資家に向けた情報開示に活用する際のポイントについて

方針

- ✓ 支援証明書を投資家に向けた情報開示等に活用する場合のポイントをまとめ、記載要領に含める。
- ✓ 投資家に向けた有効なアピールとして期待される旨を試行開始時に打ち出していく。
- ✓ リテラシーの向上に向けて各企業の担当者がその旨を社内に説明しやすいよう工夫する。

3 支援証明書の有効期間及び更新・失効の考え方について

方針

- ✓ 支援証明書の有効期間は設定しない。（定期的な更新も必須ではない）
- ✓ 取消の仕組みについて検討する。
- ✓ 支援先・支援者が名称変更した時に効力が引き継がれるか検討する。

1. これまでの検討状況および本日の論点

8. 本日の論点（ご議論いただきたい事項）

- WGの議論等を踏まえ、今回の検討会における論点を以下のとおり整理した。
- 議論いただくための前提として、次頁から事務局より【支援証明書の検討状況（記載内容・発行イメージ・運用等）】と【令和6年度の試行運用の概要等】について説明させていただく。

第1回検討会の論点

- 1 証明範囲
- 2 記載要領のポイント（ご報告事項）
- 3 有効期間、更新・失効の考え方
- 4 「企業版ふるさと納税」や「基金」などを経由した間接的な支援
- 5 制度の普及拡大に向けたポイント
- 6 試行運用の概要（ご報告事項）

2. 支援証明書の検討状況について (記載内容・発行イメージ・運用等)

2. 支援証明書の検討状況について

論点①



1. 支援証明書における環境省の証明範囲について①

- 昨年度は、環境省が支援内容を証明することは意味があるとのご意見を頂いた一方で、「支援証明書で証明する範囲を明らかにする必要がある」、「ロジックモデルの有無の差異がわかりにくい」とご意見を頂いたことから以下のとおり整理した。
- **ロジックモデルの作成は任意としていたが**、支援証明書による証明内容やその確認に係る事務手続き、ロジックモデルの意義等について再度整理したところ、本紙の他項目と同様に**必須項目として扱うことが妥当と考える**。

支援証明書

認定された自然共生サイト/活動計画に対してその価値の維持・向上に繋がる支援をしたことを証明するもの。
申請者が自らの支援についてその根拠とともに提出し、その内容を環境省が確認することで、「証明」と整理する。

本紙
(証明範囲)

支援したサイト/活動計画の情報、支援内容、ロジックモデル等。
このうちロジックモデルは、自然共生サイト/活動計画に位置づけられたアウトカムにつながる支援であることをロジックで示すもの。

別紙
(証明外)

特記事項。「環境・社会への副次的効果」等の本紙に記載することができない内容を記載するための項目。

記載項目

記載事項

	記載項目	記載事項
本紙	支援サイト 情報	概要 ・支援先の自然共生サイト/活動計画に関するサイト名称、所在地等の概要 ※ 活動計画の場合：維持、回復、創出のいずれを目的とするサイトか
		認定基準 /目標 ・自然共生サイトの場合：認定された基準を転記 ・活動計画の場合：認定された目標を転記
		認定内容 ・自然共生サイトの場合：管理計画・モニタリング計画の内容 ・活動計画の場合：活動内容
	支援内容	インプット (例) 金銭的支援：100万円寄付
		アクティビティ (例) 外来種駆除：○人日分
	支援実施日又は期間 支援を実施した日時又は期間	
	ロジックモデル インプット～アウトカム、GBFターゲットとの関連性を記載	
別紙	特記事項 (任意)	✓ 支援によるアウトカム (自然共生サイト/活動計画で認定された活動に関連するもの以外) ✓ 本業との関連、支援者の知見 等

支援証明書の
証明範囲

証明範囲
ではない

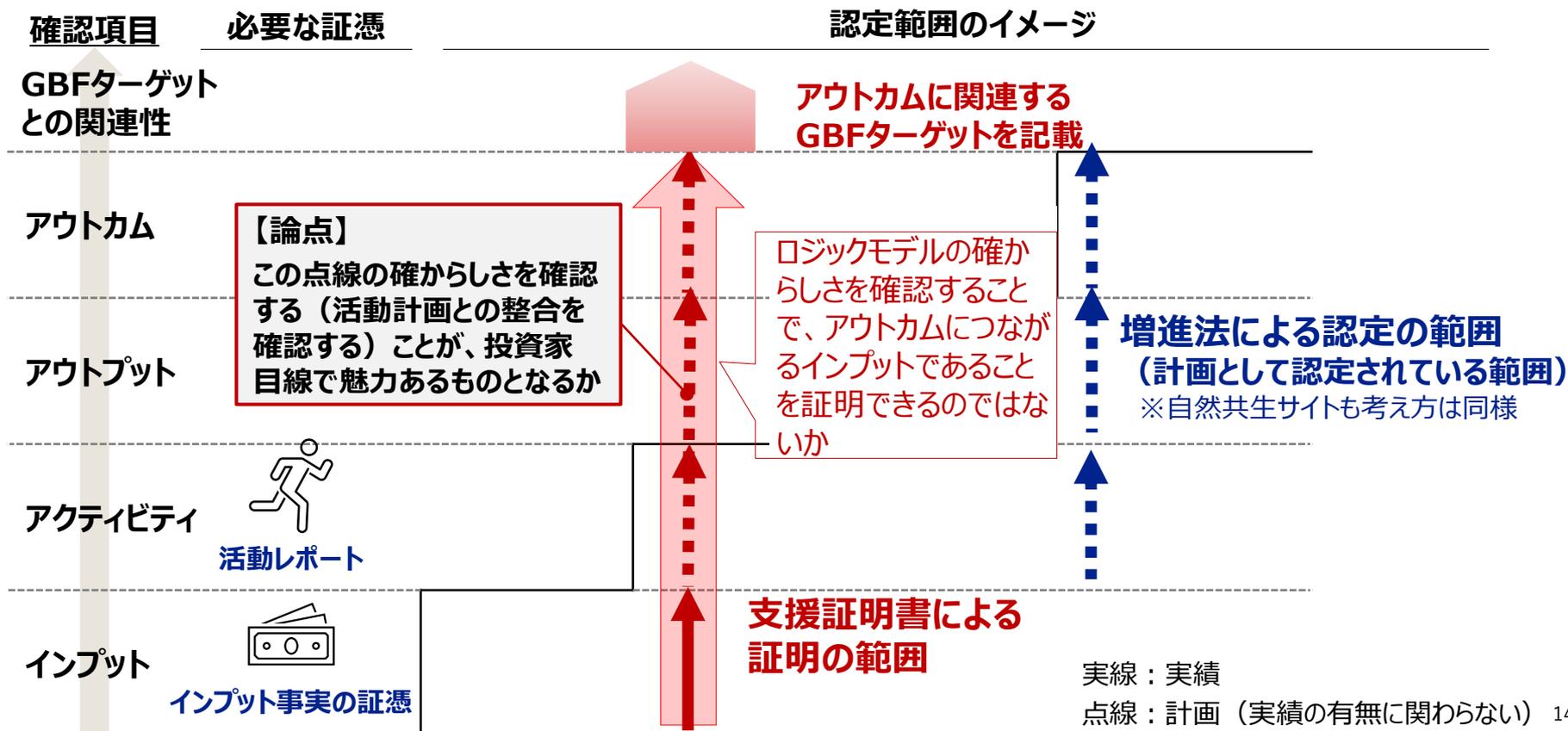
2. 支援証明書の検討状況について

論点①



2. 支援証明書における環境省の証明範囲について②

- 本紙による支援内容の証明範囲は、① インプットの事実 ② アクティビティに活用された/されることの実事 と整理。
- 生物多様性増進活動促進法に基づく活動計画については、アウトプット・アウトカムを見据えた活動内容を記載することを見込んでいる。そのため、支援証明書においても、上記①、②が当該活動計画に沿うものであることを確認することで、まだ支援に伴う実績が出ていない中であっても、インプットがアウトプット・アウトカムにつながることを確からしさのある程度担保できると考えている。
- 活動主体は活動計画認定後もモニタリングを行うこととされており、アウトプット・アウトカムの経過については当該結果を参照することで簡易的に把握することは可能と考えている。



2. 支援証明書の検討状況について

3. 支援証明書（試行版）の発行イメージ

論点②



- 支援証明書（試行版）の記載内容及び発行イメージは以下のとおり。
- 申請時に留意いただくべき点については記載要領にまとめることとしている。ポイントは次頁以降にて説明。

支援証明書（試行版）の発行イメージ

自然共生サイトに係る支援証明書

〇〇〇〇株式会社 様

支援サイト情報

サイト名称: ○〇湾
 管理責任者情報: ○〇県○〇市
 維持タイプ 回復タイプ 創出タイプ

支援内容に係る情報

支援数: 2つ ※複数支援の場合、2枚目以降に記載

活動内容
 アマモをはじめとした海草類の繁茂状態を確認するため、水中ドローンを使って調査する。

インプット 自社の環境保全に係る予算50万円
アクティビティ 水中ドローンを10台購入
支援実施日(期間) 2024年7月

特記事項

里海クラブ活動では、地元小学生を対象に1年間を通し、年間10回程度の環境学習プログラムを実施しており、弊社もスタッフとして参加している。

記載項目		記載事項
支援サイト情報		<ul style="list-style-type: none"> ・サイト名称 ・管理責任者情報 ・活動区分（維持/回復/創出）
支援内容に係る情報	支援する活動内容	自然共生サイトの場合：管理計画・モニタリング計画の内容 活動計画の場合：活動内容
	インプット	(例) 金銭的支援：100万円寄付
	アクティビティ	(例) 外来種駆除：〇人日分
支援実施日又は支援期間		支援を実施した日時又は期間
ロジックモデル		インプット～アウトカム(※)、GBFターゲットとの関連性を記載
特記事項（任意）		<ul style="list-style-type: none"> ・今後の支援計画 ・地方公共団体の計画（総合計画や生物多様性地域戦略等）における位置づけ ・支援によって実現したアウトカム ・支援プロジェクトの具体的内容 ・支援者の本業との関連 ・その他の環境課題の解決への貢献

(※) 記載のとおりアウトカムができることを保証するものではない旨を明記

2. 支援証明書の検討状況について

4. 記載要領のポイント（本紙）（1/2）

論点②



支援証明書の項目		記載要領の主な内容
支援 サイト 情報	サイト/ 活動名	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援先のサイト/活動計画の名称、所在地、面積、申請者をご記入ください。 ● 「維持」「回復」「創出」のどれに該当するかを選択ください。 ● 概要PDFを添付ください。（サイト概要・土地利用の変遷・認定されている価値等について記載）
支援 内容	支援する 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>支援先が自然共生サイトの場合</u> 支援する自然共生サイトの「管理計画」「モニタリング計画」のうち、支援する活動をご記入ください。 ● <u>支援先が活動計画の場合</u> 認定されている「活動内容」のうち、支援する活動をご記入ください。 ※ 認定されている自然共生サイト/活動計画以外への支援については、特記事項にご記入ください。
	インプット	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>金銭的支援の場合</u> 支援金額をご記入ください。複数回に分けて寄付を行った場合は合算してご記入ください。 ● <u>非金銭的支援の場合</u> 支援内容を定量的にご記入下さい。複数ある場合は全てご記入ください。
	アクティ ビティ	<p>インプットを用いて支援先が実施したアクティビティ（活動）を定量的にご記入ください。</p> <p>※ 支援先がアクティビティを実施していない場合は、支援活用計画を提出ください。【詳細は後述】</p>

2. 支援証明書の検討状況について

4. 記載要領のポイント（本紙）（2/2）

論点②



支援証明書の項目		記載要領の主な内容
支援実施日		【インプット】を実施した日又は期間をご記入ください。 ※ 非金銭的支援の場合、契約日や合意日をご記入ください。
ロジック モデル	インプット	【支援内容】で記入した【インプット】をご記入ください。
	アクティビティ	【支援内容】で記入した【アクティビティ】をご記入ください。
	アウトプット	【アクティビティ】の活動実績/量をご記入ください。 アクティビティが未実施の場合は見込みをご記入ください。
	アウトカム	【インプット】～【アウトプット】による成果を記入ください。併せて、括弧書きで【支援先】の【認定されている価値】のどれに貢献するかをご記入ください。 ※ 必要に応じて、1次、2次、3次に分けてご記入ください。
	GBFとの関係性	アウトカムに関連するGBFターゲットをご記入ください。 ※ TNFDでは、各指標とGBFの関連性を次頁のように整理しています。TNFDへの活用をご検討される場合は参考にしてください。

2. 支援証明書の検討状況について

論点②

4. 記載要領のポイント（参考：TNFDの開示指標とGBFターゲットの関連性）

環境省

TNFDコアグローバル開示指標

No.	自然変化要因	指標	GBFターゲットとの関連性
C 1.0	陸地/淡水/海 の利用の変化	該当エリアのフットプリント (km ²)	ターゲット1(A2), 2, 5, 11(B1)
C 1.1		陸地/淡水/海 利用の変化範囲 (km ²)	ターゲット1(A2), 2, 5, 11(B1)
C 2.0	汚染/汚染除去	土壌に放出された、種類別の汚染物質質量 (ton)	ターゲット7(7.2), 11
C 2.1		排水の放出量 (m ³)	ターゲット7(7.1), 11(B1)
C 2.2		(非) 有害廃棄物の発生量、処理量 (ton)	ターゲット7(7.1), 11(B1)
C 2.3		使用されたプラスチックのフットプリント (ton)	ターゲット7(7.1), 11(B1)
C 2.4		GHG以外の大気汚染物質の種類別総量 (ton)	ターゲット7(7.1), 11(B1)
C 3.0	資源の使用/補充	水源ごとの、総取水量と消費量 (m ³)	ターゲット11(B1)
C 3.1		陸地/淡水/海 から供給される、高リスク自然商品の総量 (ton)	ターゲット5(5.1), 9, 11(B1)
C 4.0	侵略的外来種等	(仮) 意図しない外IASの持ち込み防止のため、適切な管理の下で実施されている高リスクな活動と、低リスクな活動の割合	ターゲット6, 11(B1)
C 5.0	自然状態	(仮) 生態系の状態 (LEAPアプローチ参照、詳細の指標は指定しない)	ターゲット1, 2, 3, 4, 11
		(仮) 種の絶滅リスク状態 (LEAPアプローチ参照、詳細の指標は指定しない)	

2. 支援証明書の検討状況について

4. 記載要領のポイント（別紙）（1/2）

論点②



支援証明書の項目	記載要領の主な内容
特記事項 (任意)	<p>上記以外に、関連する内容で支援証明書に記載したい事項があれば任意でご記入ください。 なお、当該項目に記載する事項を補足する資料（論文、証書、活動レポート等）を併せて提出ください。</p> <p><u>以下を参考にご記入ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・今後の支援計画・地方公共団体の計画（総合計画や生物多様性地域戦略等）における位置づけ（※1）・支援によって実現したアウトカム・支援プロジェクトの具体的内容（地域との連携体制、プロジェクトの目的や大枠等）・支援者の本業との関連（自社内のサイトでの保全技術を他者に提供できるケース、サイト保全活動を通じた顧客獲得等）（※2）・その他の環境課題の解決への貢献（脱炭素や気候変動等） <p>なお、当該項目は任意事項であることから、環境省が内容を担保するものではありません。</p>

2. 支援証明書の検討状況について

4. 記載要領のポイント（別紙）（2/2）

論点②



（※1）地方公共団体の計画における位置づけについて

- 支援を行う場合に、**支援がその地域の施策に沿った内容であることが重要**である。そのため、**支援先の地方公共団体の計画（総合計画や生物多様性地域戦略、連携増進活動実施計画等）と整合性が取れていることを確認**のうえ、必要に応じて特記事項等に記載することが望ましい。
- 更に、ロジックモデルの作成に当たっても、**事業活動の流れ（バリューチェーン）と、支援先の地方公共団体の計画との関連性**を踏まえて作成すると、その支援が、地方公共団体の意思や住民の長期的利益にどうつながるかを説明できるため、より充実したものとなる。

（※2）TNFD等への活用にあたり参考となる考え方

- 「自然共生サイト」がネイチャーポジティブ経済の実現に効果を発揮するためには、**支援内容が自社の事業・バリューチェーンに対してどのような影響（機会創出・リスク低減）に資するのか、といった観点からの分析が必要**である。
- 財務情報開示における「自然共生サイト」においては、現状、**同サイトが機会創出に資するケース（自社内のサイトでの保全技術を他者に提供できるケース、サイト保全活動を通じた顧客獲得等）**が主な事例である。
- 一方で、開示において、自社の事業によるリスク低減に関する分析・構想が伴わない場合、TNFDに沿っていない（自然への依存・影響が減っておらずリスク回避になっていない）と投資家から見なされたり、NGO等からグリーンウォッシュとして批判されたりする恐れがあるため、ロジックモデルや特記事項欄を用いて説明することが望ましい。
- なお、TNFDでは事業との関連性において評価する場所を「プライオリティ・ロケーション」としており、**このプライオリティ・ロケーションに紐づく支援であれば、より効果的に用いることができる可能性がある**。

2. 支援証明書の検討状況について

論点②



4. 記載要領のポイント（添付資料：覚書・支援活用計画）

- 小規模な団体に大規模な支援が行われた場合、その支援が複数年度にわたって活用されることが見込まれるが、途中で活動を放棄することなく、受けた支援をきちんと活用するという信頼性を担保できることが望ましい。
- 支援先が、受けた支援（インプット）についてアクティビティに活用していない分がある場合、「支援活用計画」として、どのような活動にどのように活用するかを記載した計画を作成いただき、両方で覚書を交わしたうえ、添付資料として提出いただくことを想定している。

覚書・支援活用計画の目的

- 支援先が、支援に応じて継続的に活動を行うことの担保
- 支援先のリソースの適切な管理
➔ **トラブルの回避**

提出を求める条件

- 支援先が、インプットを用いてアクティビティを実施していない場合（一部未了も含まれる）

記載内容

- ✓ **覚書**：支援先が、受けた支援を別紙計画のとおりを使うことを約束するもの
- ✓ **別紙 支援活用計画**：支援先が、受けた支援をどのように活用する予定かを明確化するもの

必須事項

- 受けた支援（インプット）の活用計画

任意事項

- 支援先に対して継続的な支援を予定している場合、その期間や量に関する計画

2. 支援証明書の検討状況について

4. 記載要領のポイント（添付資料：覚書・支援活用計画）

論点②



- 覚書は以下のフォーマットイメージでサンプルを用意する。
- 支援活用計画は別紙に記載いただくこととし、覚書では、その内容に両社が合意した旨を明らかにする。

覚書のイメージ

①表題(タイトル) 覚書

〇〇(以下、「甲」と、△△(以下、「乙」)は、下記の通り合意する。

②前文 記 ③本文

1、
2、
3、
以上

本覚契約成立を証するため、本書2通を作成し
甲乙両者記名押印のうえ、各1通ずつ保有するものとする。

④後文 年 月 日

甲 住所 指名 印

⑤日付・署名・捺印 乙 住所 指名 印

1 表題

“覚書”等を記載

2 前分

支援者、被支援者が合意した旨を記載

3 本文

合意内容を箇条書き。別紙支援活用計画どおりに支援を活用すること等を記載

4 後文

覚書の作成通数、保管者を記載

5 日付・署名・捺印

合意した日付を記載し、署名、捺印

出典：三井住友銀行

2. 支援証明書の検討状況について

4. 記載要領のポイント（添付資料：覚書・支援活用計画）

論点②



- 支援活用計画は以下のフォーマットイメージでサンプルを用意する。
- 被支援者から年1回のレポートの提出を求める等、支援者の支援目的や支援証明書の活用目的等に応じて、両者の合意可能な形でモニタリングを位置付けることが望ましい。
- 計画どおりに進めることができない場合などは適宜、支援者・被支援者間で協議を行う。

支援活用計画のイメージ

1. 支援者・被支援者の情報

支援者	〇〇株式会社
活動実施者（被支援者）	△△△市

2. 支援内容

受取済の支援内容
300万円

3. 活用済の支援

活用期間又は活用日	支援内容	用途
2024/5/1	100万円	水中・空中ドローンの購入

4. 未活用の支援の活用予定

活用予定期間又は活用予定日	支援内容	用途
2024/8/1～2025/3/31	150万円	自然共生サイトにおける環境DNA調査の実施
2025/1/31	50万円	観察用定点カメラの購入

5. その他

- ・ 年1回、支援を用いた活動内容とその成果について、△△市から〇〇株式会社にレポートを提出すること。
- ・ この通りに活動を行うことができない場合には、必要に応じて協議を行うこと。

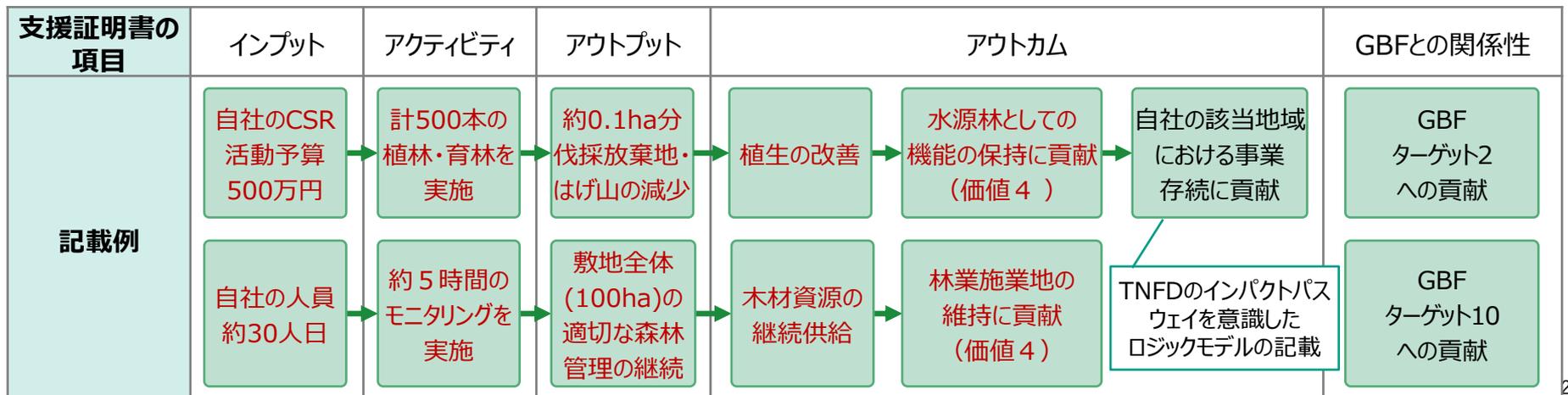
(参考) 申請書の記載例 (本紙)

論点②



- 実態に沿うものとなるよう、昨年度の試行マッチングにご参加いただいた事例を参考に、TNFDに活用することを想定した記載例を作成した。

支援証明書の項目		記載例	
支援サイト情報	サイト/活動名	サイト名 : ○○プロジェクト 申請者 : ○○株式会社 サイト区分 : 維持 詳細 : https://policies.env.go.jp/XXX.pdf ※環境省HPで公開しているサイト情報を掲載	
支援内容		イ	ロ
	支援に係る活動内容	下草が繁茂する環境を維持するため、間伐や改植を行う。	エリア内の巡視を行い、人為的な攪乱が生じていないことの確認
	インプット	<ul style="list-style-type: none"> 自社のCSR予算500万円 (金銭的支援) 	<ul style="list-style-type: none"> 自社の人員30人日 (非金銭的支援)
	アクティビティ	<ul style="list-style-type: none"> 計500本の植林・育林を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 約5時間の参加型モニタリング調査の実施
支援実施日又は支援期間		<ul style="list-style-type: none"> 2023年7月X日 (契約日) 	<ul style="list-style-type: none"> 2023年7月X日 (契約日) 2023年7月～2024年3月 (実施期間)



支援証明書の項目	記載例
特記事項 (任意)	<p>(支援者の本業との関連)</p> <ul style="list-style-type: none">同サイトを源流の1つとする〇〇川下流域にて事業活動を行っており、自然資本の提供を受けている。同サイトへの支援は、〇〇株式会社の「サステナビリティ基本方針」の重点課題の一つである「未来世代に向けた地球環境への責任」の推進に貢献する活動である。 <p>(地方公共団体の計画 (総合計画や生物多様性地域戦略等) における位置づけ)</p> <ul style="list-style-type: none">〇〇県生物多様性戦略の基本方針のうち、以下の方針に資する活動に貢献する支援を行っている。<ol style="list-style-type: none">「重要な自然共生地域」の拡大等を図り、地域の活力で自然を守り、育てる。行政、NPO、地域、企業など、様々な主体による取組を進める。

これまでの議論を踏まえた前提

支援証明書は、申請時点での「インプットの事実」「アクティビティに活用された/されることの実」「これらが活動計画に沿うこと（＝将来的にアウトプット・アウトカムにつながる）」を確認して発行する

前提を踏まえたポイント

- ポイント①**：支援証明書は「申請時点での支援」を証明する性質のものとして、有効期間は設定しないことが妥当と考える。これに伴い、更新・失効として取扱うことは想定しない。
- ポイント②**：申請内容・報告内容に偽りがあった場合、発行した支援証明書を取消とする。
- ポイント③**：発行済み支援証明書の記載内容更新は基本的には受付けない。ただし、社名変更等が必要な場合は、無償で再発行可とする。（※再発行の際には当初の発行日と再発行日を併記）
- ポイント④**：支援を実施した後のモニタリングについては、支援者の支援目的や支援証明書の活用目的等に応じて、両者の合意可能な形で、覚書に位置付けることが望ましい。
- ※例えば、TNFD等に活用する場合、支援を用いた活動が、事業による負荷の低減や機会の創出につながるかを確認するため、活動状況やその成果の確認を行うことが必要になる。また、融資・投資として支援を行う場合にも、その支援を用いて適切に活動が行われているか把握することが一般的である。
- ※なお、活動区域の生物多様性の価値については、認定制度の中で、活動実施者に対してモニタリングが求められる見込み。また、支援証明書制度はTNFD等への活用を含めて設計を行っているが、実態として、CSR的観点からの支援者からも、その支援事実の証明のためだけに申請されることも見込まれる。これらを踏まえ、支援証明書制度においてはモニタリングを必須とはしない。

自然共生サイトのモニタリングの考え方（案）

自然共生サイト（生物多様性の維持の場合）のモニタリングの考え方（案）

- そのサイトが有する生物多様性の価値を引き続き維持することが目標
- モニタリングの意義
 - ・ 目標の達成状況を把握（生物多様性の価値を維持できているか）
 - ・ 活動へのフィードバック（順応的管理）
 - ・ 脅威の状況を把握（外来生物や鳥獣被害等該当する場合）
 - ・ 生物多様性の記録として種の分布状況や生息状況のデータが充実（地域・全国レベルの施策への汎用性）
- 生物多様性の価値は1から9まであり、それぞれの価値に応じて有効なモニタリングを実施することが重要

なお、周辺地域の自然環境に精通している者又は区域の有する生物多様性の価値に関連する有識者（学識経験者等）が調査又は確認に関与していることが望ましい。

生物多様性の価値毎のモニタリングの考え方（案）

	生物多様性の価値に関する基準	価値毎のモニタリングの考え方（案）
場	(1) 公的機関等に 生物多様性保全上の重要性が既に認められている 場	重要里地里山、重要湿地等に選定された際の評価対象の状況をモニタリング
	(2) 原始的 な自然生態系が存する場	場の状況をモニタリング (例：巡視による状況把握モニタリング、シカの食害状況モニタリング)
	(3) 里地里山といった 二次的 な自然環境に特徴的な生態系が存する場	場の状況をモニタリング (例：巡視による状況把握モニタリング、動植物の生息状況モニタリング)
	(4) 生態系サービス提供 の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場としての価値	場の状況をモニタリング (例：巡視による状況把握モニタリング、動植物の生息状況モニタリング)
	(5) 伝統工芸や伝統行事といった 地域の伝統文化のために活用 されている自然資源の供給の場としての価値	活用されている自然資源の状況をモニタリング
種	(6) 希少な動植物種 が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場	対象となる希少種の生息生育状況をモニタリング
	(7) 分布が限定 されている、 特異な環境 へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場	対象となる分布限定等種の生息生育状況をモニタリング
機能	(8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 動物の生活史 にとって重要な場	対象となる動物の越冬地等の利用状況をモニタリング
	(9) 既存の保護地域又は自然共生サイト認定地域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 緩衝機能や連結性・連続性 を高める機能を有する場	緩衝機能：場の状況をモニタリング (例：巡視による状況把握モニタリング、動植物の生息状況モニタリング) 連結性・連続性機能：場の状況をモニタリング (例：巡視による状況把握モニタリング、動植物の生息状況モニタリング)

価値毎のモニタリングの考え方であり、具体的な「モニタリング対象」、「場所」、「手法」、「実施時期及び頻度」、「実施体制」については、サイトの大きさ、現況や課題、目標、マンパワー・資金に応じて実現可能・継続可能な計画を立てることが重要。

2. 支援証明書の検討状況について

6. 想定される申請パターン (1/2)

論点④



- 想定される申請パターンについて整理した。
 - ・ 【パターン1. 直接的な支援】：企業等が活動実施者に直接支援を行う場合
 - ・ 【パターン2. 間接的な支援】：企業等が地方公共団体や基金等を経由して活動実施者に行う場合
- 完了したインプット、アクティビティは事実証明を求め、未了のアクティビティは支援活用計画を提出いただく

【パターン1. 直接的な支援】



【パターン2. 間接的な支援】



2. 支援証明書の検討状況について

6. 想定される申請パターン (2/2)

論点④



- 主に間接的な支援において、支援者 (①) 又は被支援者 (③) が複数になる場合が想定される。それぞれの場合の留意点を以下のとおり整理した。

【パターン2. 間接的な支援 (1)】

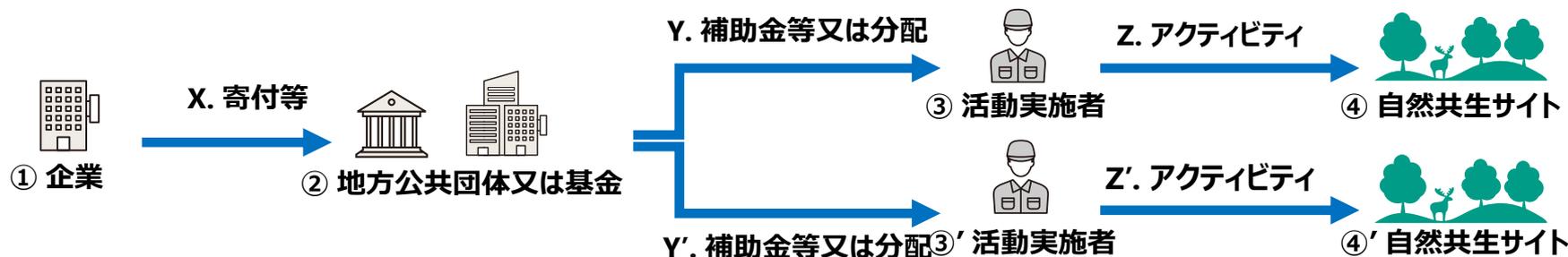


【パターン2. 間接的な支援 (2) - 支援者が複数の場合-】



過大評価にならないよう、発行時の留意等として複数のインプットが1つのアクティビティに活用されている旨を明記しておく。

【パターン2. 間接的な支援 (3) - 支援先が複数の場合-】



複数のサイトへの支援が同様のロジックモデルとなる場合（流域での活動や渡り鳥保全の活動等）、一括して申請が可能。

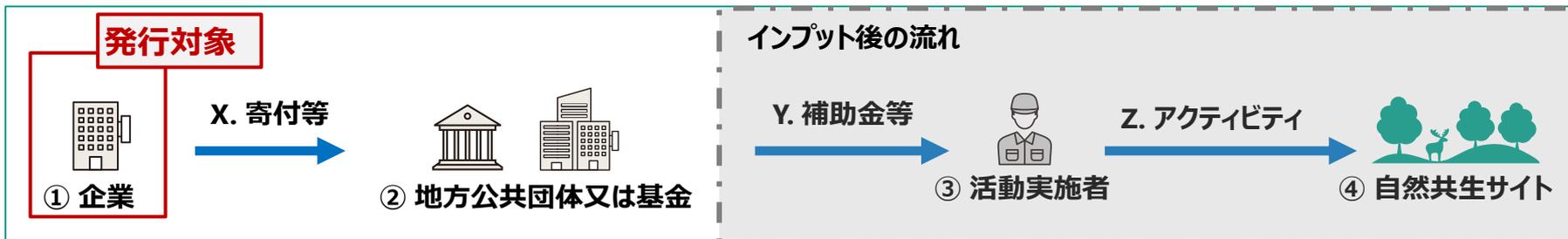
2. 支援証明書の検討状況について

7. 「企業版ふるさと納税」や「基金」などを經由した間接的な支援について

論点④



- 【パターン2. 間接的な支援】について、より多くの支援を促進する観点で、寄付者（企業等を想定）に対しても、基本的に発行対象とすることとしたい。以下のとおり、発行の前提となる考えや発行条件、懸念点等を整理した。



発行の前提となる考え

- ✓ インプット～アクティビティの資金の流れを証明できる
- ✓ 1つのインプットに対して二重に証明書を発行しない
- ✓ 支援証明書の移転・分割を認めるものではない
- ✓ 発行した証明書の活用について基本的に制限はしない

発行条件（審査時に確認するポイント）

特定の自然共生サイト又は活動計画に対する寄付である旨の確認ができること（⇒ ア 及び イ を満たす）

ア. 寄付の仕組み

- 寄付者：寄付時点で寄付金の用途を自然共生サイトの活動に限定する
 - 経由者：寄付募集時点で寄付金を自然共生サイトの活動に紐づける仕組みを準備する
- ※ 寄付募集時点で支援先の自然共生サイトが特定されていると、そのサイトに対する明確な支援理由をもった支援者（企業等）を募りやすく、また、寄付時点で証明書を発行することが可能と想定される

イ. 資金の流れ

経由者とその寄付を受け取ったこと、そこから自然共生サイトの活動に支出し、活動に活用された/される確認ができること

想定される主な懸念点

- ① 直接的な支援が少なくなる
 - ➡ 企業と活動実施者の直接の繋がりが弱くなる
- ② 税額控除を目的とした寄付に偏る
 - ➡ 人的支援や物的支援と比較して金銭的支援の方がメリットがあると捉えられる
- ③ 地方公共団体の負担が増大する



- ✓ 直接的な繋がりを持たない活動実施者に対しても支援する機会を持つことができ、地方公共団体を経由することで、信頼性のある支援のオプションを増やすことができる。
- ✓ 昨年度の支援マッチング試行においては、支援側から提供可能な支援として人的・技術的支援が多く、比較的
金銭的支援が少なかった。他方、**被支援側が提供を受けたい支援としては金銭的支援が最も多く挙げられており、**
こうしたニーズへの対応となることも期待できる。
- ✓ 【パターン2. 間接的な支援】について、内閣府や地方公共団体等に別途ヒアリング中。

2. 支援証明書の検討状況について

8. 支援証明書を投資家に向けた情報開示に活用する際のポイントについて

論点⑤

- 本制度の普及啓発に向けて、**支援証明書を投資家に向けた情報開示等に活用する場合のポイントについて整理し、TNFD等に関するリテラシーを向上し、適切な活用を促していきたい。**（具体的には、各企業内での説明等に広く活用いただくことができるレベルを想定）
- なお、TNFD等への活用を目的としていない支援など、支援証明書制度を活用しない場合でもその支援の意義が示されるよう、併せて感謝状フォーマットを用意する。

支援証明書をTNFD等の情報開示に活用する場合のポイント

1	支援内容が自社の事業・バリューチェーンに対してどのような影響（機会創出・リスク軽減等）があるのかを分析し、支援証明書のロジックモデルや特記事項欄を用いて説明することで、IRやTNFDといった投資家に向けた情報開示等に効果的に活用 できる。
2	TNFDも、SBTNの「ミティゲーション・ヒエラルキー ^{*1} 」の考え方を引いて、「 回避・削減・回復・再生の4つのアクションを順を追って実行する必要がある 」としており、そうした視点からのストーリー作りが必要。
3	特に、 プライオリティ・ロケーション（自社の事業との関連性において評価する場所）に紐づく支援 であれば、TNFDの根拠としてより効果的に用いることができる可能性がある。
4	さらに、生物多様性の保全に係る動向は国際的なものであり、 GBFターゲット^{*2}等の国際目標への貢献等を対外的に示していくことが投資家からの評価といった観点からも重要 。一方で、支援によるアウトカムとGBFターゲットとの関連性を無理に繋げてしまうと、本当に貢献しているターゲットへの影響が見えなくなってしまうため、注意が必要。
5	なお、 レピュテーションリスクを回避するためにも、その支援を用いた活動内容や成果について適切に把握しておくことが望ましい 。支援先と綿密なコミュニケーションを取ることが必要。

*1：開発プロジェクトが生物多様性や生態系サービスに与える負の影響を可能な限り抑えるためのツール

*2：2022年12月に採択された、新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の2030年グローバルターゲット

以上の点に留意し、
支援実施・
支援証明書を作成

- ✓ TNFDレポート内や自社HP等のIR情報として、支援証明書（国の証明）を用いて、支援と事業内容の関連性を説明



**支援した事実を証明するだけでなく、
投資家に向けた有効なアピールとして期待される**

(参考) 自然共生サイト関連情報HP (支援証明書)

- 将来的に、自然共生サイトに係る情報をまとめたHPを構築し、支援証明書情報を公開するページを設ける予定。
- 支援証明書の内容だけでなく、その後のモニタリング状況や支援者コメントも含めることを想定。

支援証明書一覧管理・公開の目的



- ✓ 支援状況について広く一般に認知してもらう
- ✓ 支援証明書には記載されない支援目的や企業理念などを簡潔にアピールする場を設ける
- ✓ 支援後の適切なモニタリングを促すことができる
- ✓ 投資家等が簡易的にその情報を参照することができる

公開情報 (想定)

支援証明書番号

支援証明書
リンク

モニタリング状況

支援者コメント

プロジェクト 番号	支援者名 法人番号	実施場所	事業概要	プロジェクト 種別	対象期間	認証量 (t-CO2)	再エネ (電力) (MWh)	再エネ (熱) (GJ)	省エネ (kt)	経団連 カーボン ニュート ラル 行動計画 への利用	関係書類
2022/01/31	松山鏡天街商店街 振興組合 4500005001220	愛媛県松山市	商店街における照明 設備の更新(LED化)	J-クレジット	2013/10/8 ~ 2021/3/31 (89.8ヶ月)	952	-	-	481	可	モニタリング報告書 検証報告書
4	株式会社グリーン ヘリテージ 4060001022298	栃木県矢板市	ゴルフ場におけるバ イオマス固形燃料 (木質/バイオマス)に よる化石燃料の代 替、空調設備の更新 (A重油→電気)	J-クレジット	2014/1/1 ~ 2015/12/31 (24.0ヶ月)	227	-	2,559	8	可	モニタリング報告書 モニタリング報告書別紙 検証報告書
2018/03/06					2016/1/1 ~ 2017/12/31 (24.0ヶ月)	87	-	874	8	可	モニタリング報告書 モニタリング報告書別紙 検証報告書



自然共生サイト関連情報HP

支援証明書情報一覧

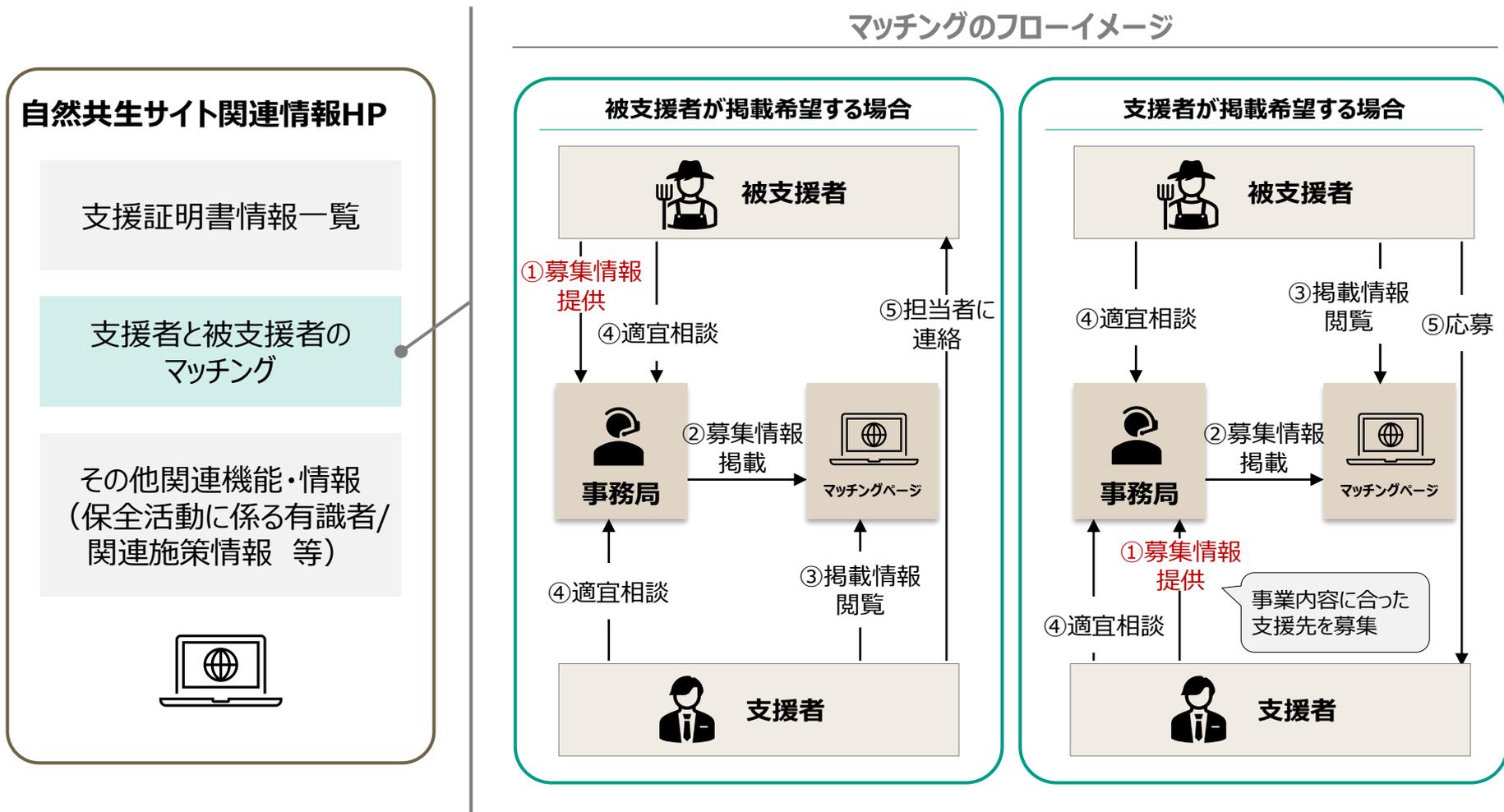
支援者と被支援者の
マッチング

その他関連機能・情報
(保全活動に係る有識者/
関連施策情報 等)



(参考) 自然共生サイト関連情報HP (支援者と被支援者のマッチング)

- 同HP内に支援者と被支援者のマッチングを促進するためのページも作成予定である。
- 被支援者が支援者を募集するパターンだけでなく、支援者側からも、TNFD等の情報開示等を念頭にそれぞれの事業内容に合った支援先を募集することができるよう、設計を検討する。



3. 試行運用の概要

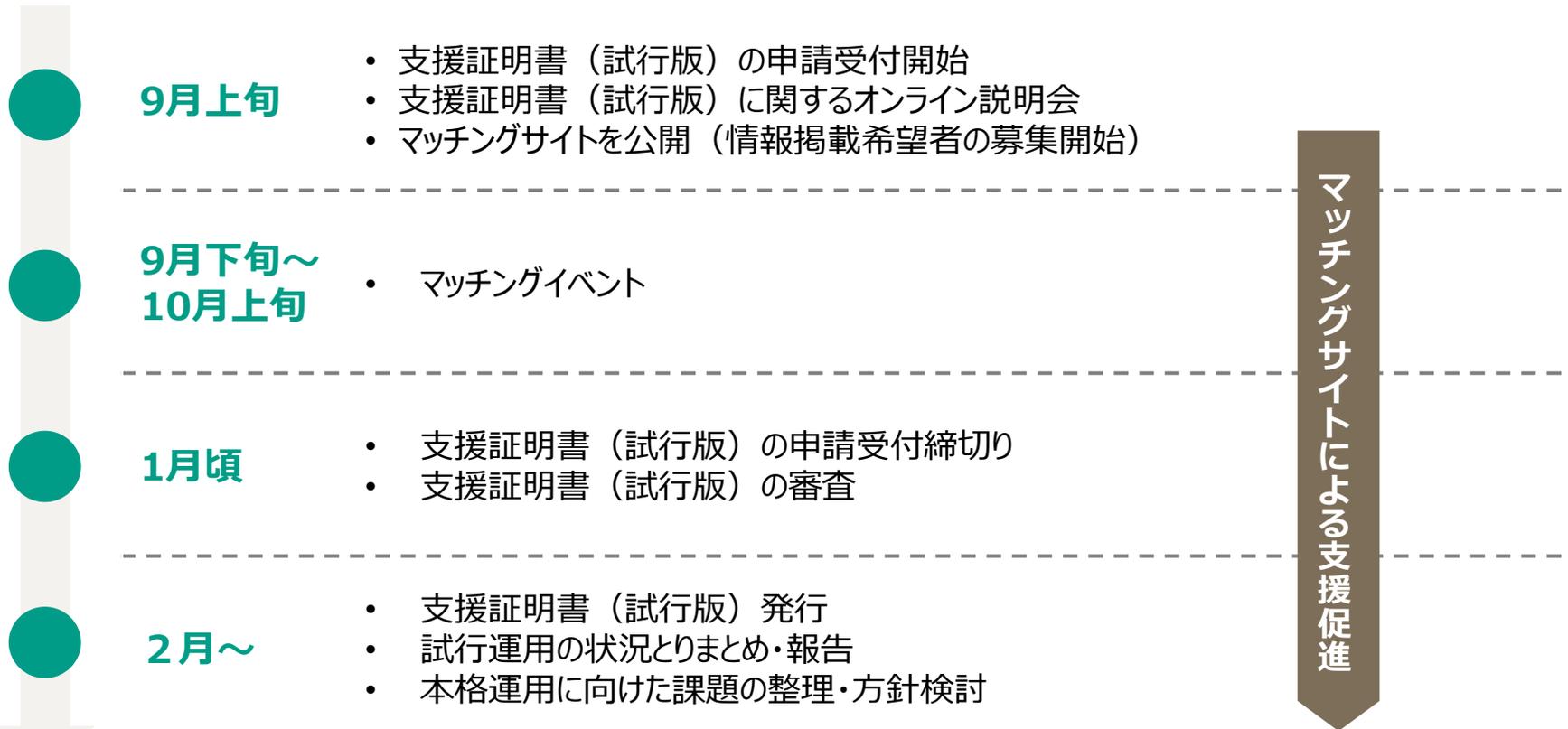
3. 試行運用の概要

論点⑥

1. 令和6年度支援証明書試行運用及びマッチングの流れ

- 令和6年度支援証明書試行運用及びマッチングの流れは以下のとおり。
- 発行申請はオンラインで行う。申請に当たって、既に支援実績があれば申請を行うことができる。
- 併せて、支援者と被支援者のマッチングを促進するためのマッチングサイトの構築及びマッチングイベントの開催を行う予定。マッチングについては、将来的に自立的な仕組みとすることを想定しているため、今年度の試行では事務局によるマッチング提案は行わず、被支援者/支援者が、HP掲載情報を参考に事務局を經由して連絡を取り、両者で協議を進める形を想定している。

マッチング・支援証明書試行の流れとスケジュール（案）



2. 申請書類の確認及び発行可否の判断について

- 支援証明書（試行版）の発行に際して、発行可否の判断は、発行機関（環境省）で実施することを想定。
- その中で、判断に関するポイント等について、適宜有識者の方々に助言をいただくことを想定している。
- WG・検討会委員に対しては、試行運用の結果について報告し、来年度の本格運用に向けて課題改善等のご助言をいただきたい。

発行可否判断時の確認事項

本紙

- ✓ 発行対象となる支援か
- ✓ 支援が実施された事実
- ✓ 支援により活動が実施された/される事実
- ✓ ロジックモデルが確からしいか
（インプット～アウトカム、アウトカムとGBFターゲットとの関連性が自然共生サイト又は増進法の認定内容と整合が取れているか）

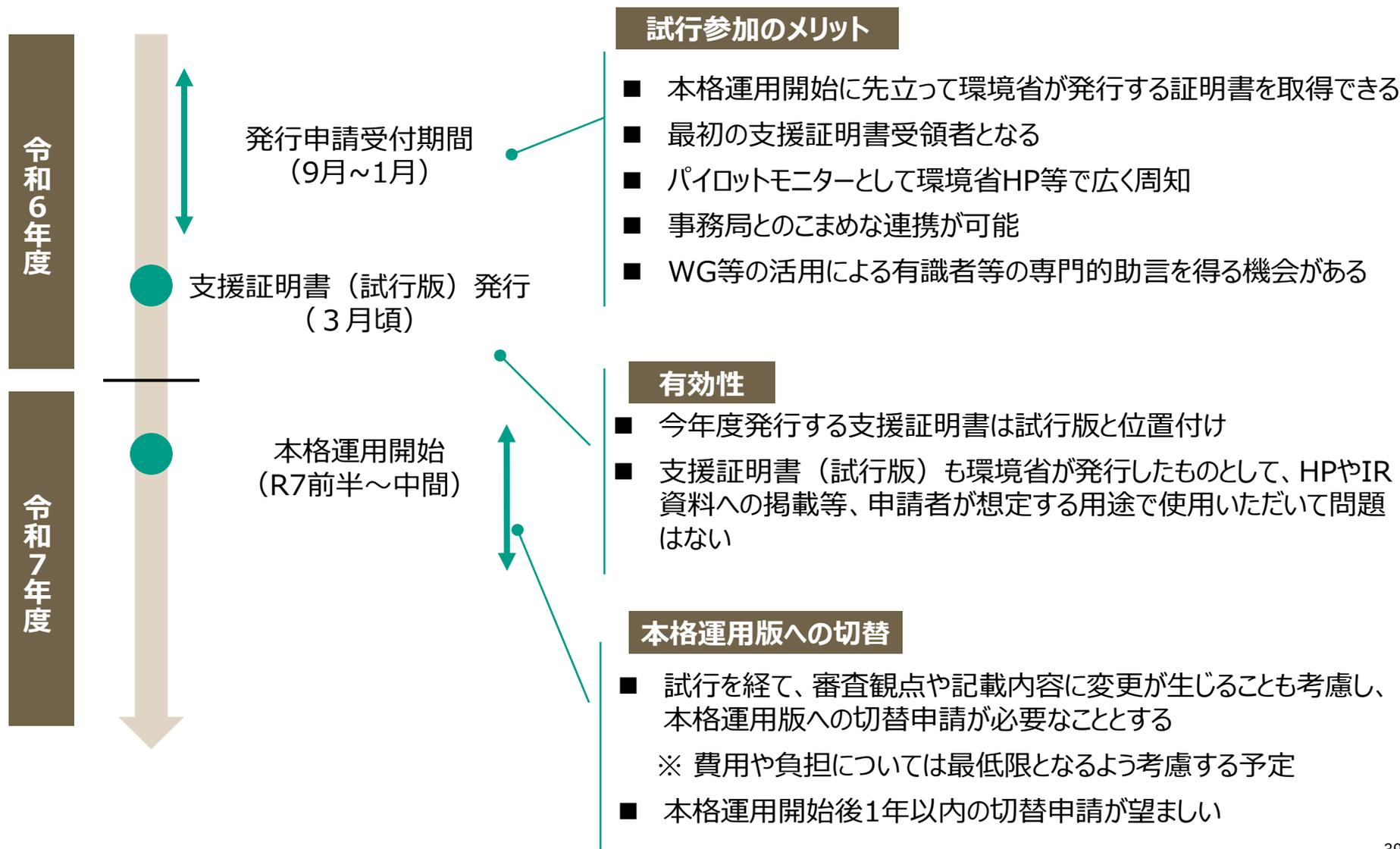
特記事項 （別紙）

- ✓ 特記事項の記載内容が支援に関連する内容となっているか
- ✓ 裏付け資料が添付されているか

3. 試行運用の概要

3. 支援証明書（試行版）の取扱いについて

- 試行を開始するにあたり、支援証明書（試行版）の扱いについて以下のとおりに整理した。



参考

第1回WG意見整理

No.	分類	内容
1	生物多様性増進活動促進法	増進法に基づく活動認定も支援証明書の発行対象とするにあたっての最低限の基準や方法論は必要である。ロジックモデルがその役割を果たす。
2	基金や企業版ふるさと納税等を通じた支援の扱い	企業版ふるさと納税等を通じて支援を募集している地方公共団体に対して支援証明書を発行する場合と、支援証明書が発行されている地方公共団体に寄付している支援者に対して発行する場合が想定される。前者の場合、企業版ふるさと納税や基金に対する寄付者がその支援証明書の価値を訴求するか、訴求するとすれば、どのような条件が必要かということを検討する必要がある。後者の場合、寄付制度と支援証明書制度は別なので、発行する分には問題ないと想定される。
3		インプットの確認をする場合に、支援者から基金・地方公共団体等へのインプットと、基金・地方公共団体等から支援先へのインプットの2パターンが存在する。複数の支援ルートが想定されるので、そのパターンを網羅できるような制度設計にするとよい。
4		支援の形は様々な可能性があると考えられ、将来の展望として、金融商品という形での支援等にも支援証明書の発行対象を広げることができれば、汎用性が広く、投資家に対しても訴求力が強い制度となる。
5	支援証明書発行後の運用（支援状況のモニタリング）	自然共生サイトや活動計画の認定が先に行われているという前提であれば、支援証明書（ロジックモデル）の確認事項はインプットまでとし、アクティビティ以降は増進法の活動計画との整合を見る方針が良い。
6		当初の支援時点で予定していたアウトプットが出ていない場合でも、生態系等が改善されていることもありえるので、それも含めてモニタリングでフォローすれば良い。
7		アウトカムを検証する場合に、多くの場合は複合的な要因でアウトカムが形成されるため、ある特定のアクティビティからつながるアウトカムのみを定量的に切り出すことは難しいので、まずは活動計画との整合を見る定性的な評価とする方針は妥当。

第1回WG意見整理

No.	分類	内容
8	支援の継続性	支援（インプット）が断続的になってしまうと、活動の継続性を担保できない。継続的に支援が実施されることが重要。支援した資金についての事業計画を出してもらうこととしてはどうか。
9		支援先サイトの活動内容が、支援者の事業内容の機会やリスクヘッジに関連すれば、支援の継続が担保されやすいと思われる。
10		将来的に、支援者側も支援先の活動実施状況をリアルタイムで把握できる仕組みが構築されるとよい。
11	支援証明書発行時の確認事項	支援証明書の発行判断において、支援者の身元保証やお金のやり取りの確からしさの確認を環境省が行うことは難しいのではないかと。マッチングに事務局が関与せず自律的に行う形とする上で、トラブル回避のために二者間で覚書を作成してもらい、環境省は覚書を取り交わした旨を確認するとよい。
12		ただし、支援証明書の発行後に継続して支援が行われなかった場合等の、支援証明書の失効条件を検討することは重要。
13	支援証明書の発行タイミング	支援実施から支援証明書発行までのラグが大きくなり過ぎないように、インプットの実績が証明された時点で、アクティビティが未実施でも支援証明書は発行可能とした方がよい。ロジックモデルにより、インプットが活動計画に沿って使われる（アクティビティが実施される）証明を確認できれば発行できる。
14	金銭的な支援の場合の支援実施状況の管理方法	インプットのすべてが支援証明書に記載する支援期間内に使用されない場合も考えられるため、支援された資金の管理のため、事業計画を出してもらうこととしてはどうか。
15		支援証明書に記載する支援期間内で使用すると合意した金額のみを実際に支援することとする案も考えられる。
16		支援証明書発行時における支援の実施及びその活用に関する予算計画の確認や、モニタリング時における決算報告等の確認を行うことで、不信感の払拭に繋がるかもしれない。

第2回WG意見整理

No.	分類	内容
1	支援証明書の 証明範囲	介入した結果がどこまで応答するかわからないので、支援証明書制度ではアウトカムの内容までは保証しないということが明確にわかるような記載が必要である。
2		アウトカムを意識しているかは重要でありコミットの言及はあってもよい。証明範囲としない場合でも、どのようなアウトカムを意識している支援かという言及はあっても良いのではないか。
3	企業版ふるさと 納税や基金など を経由した支援 を発行対象とす ること	間接的な支援を行う場合の仲介となる機関は、寄付者への報告の負担に耐える能力や、ある程度の信頼性が必要である。
5	支援証明書を投 資家に向けた情 報開示に活用す る際のポイント	支援証明書制度が適切に活用されるよう、支援者と支援証明書の読み手、及び自然再生を行う者のリテラシーの向上が必要である。また、そのために優良事例を公開していくのが良い。
6		TNFDの活用に向けては、支援の際に、支援者のバリューチェーンやプライオリティロケーションを考慮することが重要である。各企業の担当者がその旨を社内に説明しやすいような資料にできるとよい。
7	支援証明書の有 効期間及び更 新・失効の考え 方	支援証明書の有効期間を設定しない場合、発行日を明示する必要がある。継続的な支援に対し何度も支援証明書が発行される場合を想定し、支援先のサイト番号と発行年月日を組み合わせた発行番号にしておいてはどうか。
8		過去の支援の証明については、支援先のサイトが自然共生サイト認定された後の支援、及び自然共生サイトの認定の準備行為に向けて行われた支援を遡及可能な範囲とするべきである。自然共生サイトの認定に向けて行われた準備行為に対する支援については、内容を定性的に評価するのが良い。
9		有効期限を設定しない場合でも取消しの仕組みは必要である。
10		支援先や支援者が名称変更した時は、効力が引き継がれるのか。